

長 崎 県 建 設 工 事  
共 通 仕 様 書  
(佐 世 保 市 読 替 版)

令和元年5月

佐 世 保 市

全編共通 読替対照表

以下の語句については、本共通仕様書全編において読替えるものとする。

長崎県建設工事共通仕様書(H31.4.1)	長崎県建設工事共通仕様書(佐世保市読替版)R1.5.1
長崎県建設工事共通仕様書	長崎県建設工事共通仕様書(佐世保市読替版)
長崎県建設工事施工管理基準	長崎県建設工事施工管理基準(佐世保市読替版)
監督職員	監督員
監督員	担当監督員
検査職員	検査員
請負代金内訳書	工事内訳明細書
計画工程表	工程表
既済部分検査	出来形検査
部分払	内払
工事完成通知書	しゅん工届
事故報告	事故報告書
契約担任者(規則第2条第1項第6号に規定する契約担任者をいう。)	契約課長
検査規定	検査要領
本県発注工事	本市発注工事

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (H31.4.1)		佐世保市読み替え版 (R1.5.1)	
頁	改定前	改定後	改定後
共-1-1	<p><b>1-1-1 適用</b></p> <p>1. 長崎県建設工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、長崎県が発注する建設工事、その他これらに類する工事（以下「工事」という。）に係る、工事請負契約書（以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。なお、この共通仕様書に記載されていない事項、または特殊な工事については、別に定める仕様書（以下「特記仕様書」という。）によるものとする。</p> <p>2. 受注者は、共通仕様書の適用にあたっては、「長崎県建設工事執行規則、長崎県建設工事検査規程、長崎県土木工事検査基準、長崎県建築工事検査基準、長崎県土木工事検査指導幹職務要綱、長崎県建築工事検査専門職員職務要綱、長崎県建設工事施工管理基準（以下「検査規定等」と総称する）」に従った監督・検査体制のもとで、建設業法第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。また、受注者はこれら監督、検査（完成検査、既済部分検査）にあたっては、長崎県財務規則（昭和39年、長崎県規則第23号）（以下「規則」という。）第119条、第120条及び第121条に基づくものであることを認識しなければならない。</p>	<p><b>1-1-1 適用</b></p>	<p><b>1-1-1 適用</b></p> <p>1. 長崎県建設工事共通仕様書（佐世保市読み替え版）（以下「共通仕様書」という。）は、佐世保市が発注する建設工事、その他これらに類する工事（以下「工事」という。）に係る、工事請負契約書（以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。なお、この共通仕様書に記載されていない事項、または特殊な工事については、別に定める仕様書（以下「特記仕様書」という。）によるものとする。</p> <p>2. 受注者は、共通仕様書の適用にあたっては、「佐世保市建設工事監督要領、佐世保市建設工事検査要領、長崎県建設工事施工管理基準（佐世保市読み替え版）（以下「検査規定等」と総称する）」に従った監督・検査体制のもとで、建設業法第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。また、受注者はこれら監督、検査（完成検査、出来形検査）にあたっては、佐世保市財務規則（昭和44年規則第9号）（以下「規則」という。）第146条、182条から第184条及び第186条から第191条までの規定に基づくものであることを認識しなければならない。</p>
共-1-1	<p><b>1-1-2 用語の定義</b></p> <p>1. 監督職員とは、総括監督員、主任監督員、監督員を総称していう。受注者には、主として主任監督員及び監督員が対応する。監督職員は、主に、受注者に対する指示、承諾または協議の処理、工事実施のための詳細図等の作成及び交付または受注者が作成した図面の承諾を行い、また、契約図書に基づく工程の管理、立会、段階確認、工事材料の試験または検査の実施（他のものに実施させ当該実施を確認することを含む）の処理、関連工事の調整、設計図書の変更、一時中止または打ち切りの必要があると認める場合における契約担当者（規則第2条第1項第6号に規定する契約担手をいう。）に対する通知等を行う者をいう。</p> <p>2. 総括監督員とは、「検査規定等」に定める監督総括業務を担当し、主任監督員及び監督員の指揮監督並びに監督業務の掌理を行う者をいう。なお、総括監督員が配置されていない場合は、主任監督員が監督総括業務を行うものとする。</p> <p>6. 設計図書とは、特記仕様書、契約図面、工事数量総括表、共通仕様書、現場説明書、設計図書に対する質問回答書をいう。</p> <p>37. 完成検査とは、検査職員が契約書第31条に基づいて給付の完了の確認を行うことをいう。</p> <p>38. 中間検査とは、工事施工の途中において、特に確認が必要な場合に、検査職員が確認を行うことといい、請負代金の支払いを伴うものではない。</p> <p>39. 既済部分検査とは、検査職員が、第37条、第38条に基づいて給付の完了の確認を行うことをいう。</p> <p>40. 検査職員とは、契約書第31条第2項の規定に基づき、工事検査を行うために発注者が定めた者をいう。</p> <p>53. 完成とは、受注者が契約図書に記載された工事を工期内に完成させ、長崎県建設工事執行規則に基づく工事完成通知書を通じた日という。</p>	<p><b>1-1-2 用語の定義</b></p> <p>1. 監督員とは、総括監督員、主任監督員、担当監督員を総称していう。受注者には、主として主任監督員及び担当監督員が対応する。監督員は、主に、受注者に対する指示、承諾または協議の処理、工事実施のための詳細図等の作成及び交付または受注者が作成した図面の承諾を行い、また、契約図書に基づく工程の管理、立会、段階確認、工事材料の試験または検査の実施（他のものに実施させ当該実施を確認することを含む）の処理、関連工事の調整、設計図書の変更、一時中止または打ち切りの必要があると認める場合における契約課長に対する通知等を行う者をいう。</p> <p>2. 総括監督員とは、「監督要領等」に定める監督総括業務を担当し、主任監督員及び担当監督員の指揮監督並びに監督業務の掌理を行う者をいう。なお、総括監督員が配置されていない場合は、主任監督員が監督総括業務を行うものとする。</p> <p>6. 設計図書とは、特記仕様書、契約図面、工事数量総括表、共通仕様書、現場説明書、現場説明に対する質問回答書をいう。</p> <p>37. 完成検査とは、佐世保市建設工事検査要領（以下「検査要領」という。）第3条第1号に規定するものをいう。</p> <p>38. 中間検査とは、検査要領第3条第3号に規定するものをいう。</p> <p>39. 出来形検査とは、検査要領第3条第2号に規定するものをいう。</p> <p>40. 検査員とは、契約書第31条第2項の規定に基づき、工事検査を行うために発注者が定めた者をいう。</p> <p>53. 完成とは、受注者が契約図書に記載された工事を工期内に完成させ、佐世保市財務規則に基づきしゅん工届を提出した日という。</p>	

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (H31.4.1)		佐世保市読み替え版 (R1.5.1)	
頁	改定前	改定後	改定後
共-1-4	<p><b>1-1-3 設計図書</b>の<b>照査</b></p> <p>2. 受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を提示し、監督職員から請求があった場合には、直ちに提出しなければならない。</p> <p>なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督職員から更に詳細な説明または書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。</p>	<p><b>1-1-3 設計図書</b>の<b>照査</b></p> <p>2. 受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を提示し、<b>確認を求めなければならない</b>。また、監督職員から請求があった場合には、直ちに提出しなければならない。</p> <p>なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督職員から更に詳細な説明または資料の追加の要求があった場合は従わなければならない。<b>ただし、設計図書の照査範囲を超える資料の作成については、契約書第18条によるものとし、監督職員からの指示によるものとする。</b></p>	<p><b>1-1-3 設計図書</b>の<b>照査</b></p> <p>2. 受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、<b>監督員</b>にその事実が確認できる資料を提示し、<b>確認を求めなければならない</b>。また、<b>監督員</b>から請求があった場合には、直ちに提出しなければならない。</p> <p>なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、<b>監督員</b>から更に詳細な説明または<b>資料</b>の追加の要求があった場合は従わなければならない。<b>ただし、設計図書の照査範囲を超える資料の作成については、契約書第18条によるものとし、監督員からの指示によるものとする。</b></p>
共-1-5	<p><b>1-1-4 請負代金内訳書</b></p> <p>1. 受注者は、契約書第3条第2項の規定により、工期の始期日から30日以内に請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）を作成し、発注者に提出しなければならない。</p>	<p><b>1-1-4 請負代金内訳書</b></p>	<p><b>1-1-4 工事内訳明細書</b></p> <p>1. 受注者は、契約書第3条第2項に基づき<b>工事内訳明細書</b>（以下「内訳書」という。）の提出を求められたときは、<b>速やかに</b>作成し発注者に提出しなければならない。</p>
共-1-5	<p><b>1-1-5 計画工程表</b></p> <p>受注者は、工事の着手前（工期の始期日から30日以内）に計画工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。</p>	<p><b>1-1-5 計画工程表</b></p>	<p><b>1-1-5 工程表</b></p> <p>受注者は、<b>契約書第3条第1項</b>に規定する工程表を所定の様式に基づき作成し、発注者に提出しなければならない。</p>
共-1-5	<p><b>1-1-6 施工計画書</b></p> <p>(6) 主要資材</p> <p>(8) 施工管理計画（施工管理担当者氏名を含む）</p> <p>2. 受注者は、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を監督職員に提出しなければならない。</p>	<p><b>1-1-6 施工計画書</b></p> <p>2. 受注者は、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合（<b>工期や数量等の軽微な変更は除く</b>）には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を監督職員に提出しなければならない。</p>	<p><b>1-1-6 施工計画書</b></p> <p>(6) 主要資材（佐世保市様式に限る。）</p> <p>(8) 施工管理計画（工程管理、品質管理、写真管理、出来形管理及び段階確認書、施工管理担当者氏名等を含む。）</p> <p>2. 受注者は、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合（<b>工期や数量等の軽微な変更は除く</b>）には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を<b>監督員</b>に提出しなければならない。</p>
共-1-7	<p><b>1-1-12 工事の下請負</b></p> <p>受注者は、下請負に付する場合には、以下の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。</p> <p>(1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。</p> <p>(2) 下請負者が長崎県の建設工事入札参加資格者である場合には、営業停止、指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。なお、下請契約を締結するときは、適正な額の請負代金での下請契約の締結に努めなければならない。</p> <p>(4) 下請負者が当該共同企業体の構成員でないこと。</p> <p>(5) 下請負者（受注者が直接締結する下請契約の相手方に限る。）は、<b>契約書第7条の2</b>に規定する<b>社会保険等未加入建設業者</b>でないこと。</p>	<p><b>1-1-12 工事の下請負</b></p> <p>受注者は、下請負に付する場合には、以下の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。</p> <p>(1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。</p> <p>(2) 下請負者が長崎県の建設工事入札参加資格者である場合には、営業停止、指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。なお、下請契約を締結するときは、適正な額の請負代金での下請契約の締結に努めなければならない。</p> <p>(4) 下請負者が当該共同企業体の構成員でないこと。</p>	<p><b>1-1-12 工事の下請負</b></p> <p>受注者は、下請負に付する場合には、以下の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。</p> <p>(1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。</p> <p>(2) 下請負者が<b>佐世保市</b>の建設工事入札参加資格者である場合には、営業停止、指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。なお、下請契約を締結するときは、適正な額の請負代金での下請契約の締結に努めなければならない。</p> <p>(4) 下請負者が当該共同企業体の構成員でないこと。</p> <p>(5) 下請負者（受注者が直接締結する下請契約の相手方に限る。）は、<b>契約書第7条の2</b>に規定する<b>社会保険等未加入建設業者</b>でないこと。</p>
共-1-7	<p><b>1-1-14 施工体制台帳及び施工体系図</b></p> <p>1. 受注者は、工事を施工するために、下請契約を締結した場合は、施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともにその写しを監督職員に提出しなければならない。また、受注者は、再下請が生じた場合には、再下請負通知書を作成し、監督職員に提出しなければならない。なお、施工体制台帳には、次の(1)～(4)を記載すること。</p> <p>(1) 建設業法第二十四条の七第一項及び建設業法施工規則第十四条の二に掲げる事項</p> <p>(2) 安全衛生責任者名、安全衛生推進者名、雇用管理責任者名</p> <p>(3) <b>監理技術者、主任技術者（下請負を含む）及び元請負の専門技術者（専任している場合のみ）の顔写真</b></p> <p>(4) 一次下請負人となる警備会社の商号又は名称、現場責任者名、工期</p>	<p><b>1-1-14 施工体制台帳及び施工体系図</b></p> <p>1. 受注者は、工事を施工するために、下請契約を締結した場合は、施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともにその写しを監督職員に提出しなければならない。また、受注者は、再下請が生じた場合には、再下請負通知書を作成し、監督職員に提出しなければならない。なお、施工体制台帳には、次の(1)～(3)を記載すること。</p> <p>(1) 建設業法第二十四条の七第一項及び建設業法施工規則第十四条の二に掲げる事項</p> <p>(2) 安全衛生責任者名、安全衛生推進者名、雇用管理責任者名</p> <p>(3) 一次下請負人となる警備会社の商号又は名称、現場責任者名、工期</p>	<p><b>1-1-14 施工体制台帳及び施工体系図</b></p> <p>1. 受注者は、工事を施工するために、下請契約を締結した場合は、施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともにその写しを<b>監督員</b>に提出しなければならない。また、受注者は、再下請が生じた場合には、再下請負通知書を作成し、<b>監督員</b>に提出しなければならない。なお、施工体制台帳には、次の(1)～(3)を記載すること。</p> <p>(1) 建設業法第二十四条の七第一項及び建設業法施工規則第十四条の二に掲げる事項</p> <p>(2) 安全衛生責任者名、安全衛生推進者名、雇用管理責任者名</p> <p>(3) 一次下請負人となる警備会社の商号又は名称、現場責任者名、工期</p>

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (H31.4.1)		佐世保市議み替え版 (R1.5.1)
頁	改定前	改定後
共-1-9	<b>1-1-19 工期変更</b> 1. 契約書第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第21条及び第45条第2項の規定に基づく工期の変更について、契約書第23条の工期変更協議の対象であるか否かを監督職員と受注者との間で協議しなければならない。	<b>1-1-19 工期変更</b> 1. 契約書約款第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第21条、 <b>第22条</b> 及び <b>第41条第2項</b> の規定に基づく工期の変更について、契約書第23条の工期変更協議の対象であるか否かを <b>監督員</b> と受注者との間で協議しなければならない。
共-1-11	<b>1-1-22 建設副産物</b> 4. 受注者は、当該工事で資源の有効な利用の促進に関する法律（平成26年6月改正 法律第69号）第15条に基づく、建設業に属する事業者を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令第8条に規定する建設資材に規定する特定建設資材を工事現場に搬入する場合には、再生資源利用計画書を所定の様式に基づき作成し、監督職員から請求があった場合はこれを提示しなければならない。また、工事完成後1年間保存しなければならない。 5. 受注者は、当該工事で資源の有効な利用の促進に関する法律（平成26年6月改正 法律第69号）第34条に基づく、建設業に属する事業者を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令第7条に規定する指定副産物を工事現場から搬出する場合には、再生資源利用促進計画書を所定の様式に基づき作成し、監督職員から請求があった場合はこれを提示しなければならない。また、工事完成後1年間保存しなければならない。	<b>1-1-22 建設副産物</b> 4. 受注者は、当該工事で資源の有効な利用の促進に関する法律（平成26年6月改正 法律第69号）第15条に基づく、建設業に属する事業者を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令第8条に規定する建設資材に規定する特定建設資材を工事現場に搬入する場合には、 <b>法令に基づき</b> 、再生資源利用計画書を所定の様式に基づき作成し、監督職員から請求があった場合はこれを提示しなければならない。また、工事完成後1年間保存しなければならない。 5. 受注者は、当該工事で資源の有効な利用の促進に関する法律（平成26年6月改正 法律第69号）第34条に基づく、建設業に属する事業者を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令第7条に規定する指定副産物を工事現場から搬出する場合には、 <b>法令に基づき</b> 、再生資源利用促進計画書を所定の様式に基づき作成し、 <b>監督員</b> から請求があった場合はこれを提示しなければならない。また、工事完成後1年間保存しなければならない。
共-1-19	<b>1-1-28 部分使用</b> 2. 受注者は、発注者が契約書第33条の規定に基づく当該工事に係る部分使用を行う場合には、中間検査または監督職員による品質及び出来形等の検査（確認を含む）を受けるものとする。	<b>1-1-28 部分使用</b> 2. 受注者は、発注者が契約書 <b>第34条</b> の規定に基づく当該工事に係る部分使用を行う場合には、中間検査または <b>監督員</b> による品質及び出来形等の検査（確認を含む）を受けるものとする。
共-1-20	<b>1-1-30 履行報告</b> 受注者は、契約書第37条の規程により中間前金払を選択する場合は、契約書第11条の規定に基づき、履行状況を所定の様式に基づき作成し、認定請求時に実施工程表・出来高数量・完成部分の状況写真を含めて発注者に提出しなければならない。	<b>1-1-30 履行報告</b> 受注者は、契約書 <b>第35条</b> の規程により中間前金払を選択する場合は、契約書第11条の規程に基づき、履行状況を所定の様式に基づき作成し、認定請求時に認定請求書・工事履行報告書を発注者に提出しなければならない。
共-1-23	<b>1-1-32 工事中の安全管理</b> 38. 受注者は、船舶の航行または漁業の操業に支障をきたす <b>恐れ</b> のある物体を水中に落とした場合、直ちに、その物体を取り除かなければならない。 なお、直ちにに取り除けない場合は、標識を設置して危険箇所を明示し、関係機関へ通報及び監督職員へ報告しなければならない。 39. 受注者は、作業船舶機械が故障した場合、安全の確保に必要な措置を講じなければならない。 なお、故障により二次災害を招く <b>恐れ</b> がある場合は、直ちに応急の措置を講じるとともに関係機関へ通報及び監督職員へ報告しなければならない。	<b>1-1-32 工事中の安全管理</b> 38. 受注者は、船舶の航行または漁業の操業に支障をきたす <b>おそれ</b> のある物体を水中に落とした場合、直ちに、その物体を取り除かなければならない。 なお、直ちにに取り除けない場合は、標識を設置して危険箇所を明示し、関係機関へ通報及び監督職員へ報告しなければならない。 39. 受注者は、作業船舶機械が故障した場合、安全の確保に必要な措置を講じなければならない。 なお、故障により二次災害を招く <b>おそれ</b> がある場合は、直ちに応急の措置を講じるとともに関係機関へ通報及び監督職員へ報告しなければならない。
共-1-25	<b>1-1-35 事故報告</b> 受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に報告するとともに、所轄労働基準監督署及び所轄警察署などのほか関係機関へ直ちに連絡し、適正に処理しなければならない。 また、所定の様式（事故等発生速報、事故等発生報告書、 <b>事故報告書（休業日数4日以上の場合）</b> ）を監督職員が指示する期日までに、提出しなければならない。	<b>1-1-35 事故報告</b> 受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に報告するとともに、所轄労働基準監督署及び所轄警察署などのほか関係機関へ直ちに連絡し、適正に処理しなければならない。 また、所定の様式（事故等発生速報、事故等発生報告書）を監督職員が指示する期日までに、提出しなければならない。
共-1-25	<b>1-1-36 環境対策</b> 4. 受注者は、工事に使用する作業船等から発生した廃油等を「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」に基づき、適切な措置をとらなければならない。	<b>1-1-36 環境対策</b> 4. 受注者は、工事に使用する作業船等から発生した廃油等を「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」に基づき、適切な措置をとらなければならない。

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (H31.4.1)		佐世保市議み替え版 (R1.5.1)
頁	改定前	改定後
共-1-27	<p><b>1-1-38 施設管理</b> 受注者は、工事現場における公物（各種公益企業施設を含む。）または部分使用施設（契約書第33条の適用部分）について、施工管理上、契約図書における規定の履行を以つても不都合が生ずるおそれがある場合には、その処置について監督職員と協議できるものとする。</p>	<p><b>1-1-38 施設管理</b> 受注者は、工事現場における公物（各種公益企業施設を含む。）または部分使用施設（契約書第34条の適用部分）について、施工管理上、契約図書における規定の履行を以つても不都合が生ずる恐れがある場合には、その処置について監督職員と協議できるものとする。</p>
共-1-31	<p><b>1-1-43 提出書類</b> 1. 受注者は、別添提出書類等様式等に基づいて、監督職員に提出しなければならない。これに定めのないものは、監督職員と協議し、監督職員の指示する様式によらなければならない 2. 契約書第9条第5項に規定する「設計図書に定めるもの」とは請負代金額に係わる請求書、代金代理受領諾申請書、遅延利息請求書、監督職員に関する措置請求に係わる書類及びその他設計図書で指定した書類をいう。</p>	<p><b>1-1-43 提出書類</b> 1. 受注者は、所定の様式等に基づいて、監督職員に提出しなければならない。これに定めのないものは、監督職員と協議し、監督職員の指示する様式によらなければならない。 2. 契約書第9条第4項に規定する「設計図書に定めるもの」とは請負代金額に係わる請求書、代金代理受領諾申請書、遅延利息請求書、監督職員に関する措置請求に係わる書類及びその他設計図書で指定した書類をいう。</p>
共-1-37	<p><b>1-1-51 暴力団等による不当要求の排除対策</b> 受注者は、当該工事にあたって長崎県建設工事暴力団対策要綱（平成22年4月1日一部改正）に基づき、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p>	<p><b>1-1-51 暴力団等による不当要求の排除対策</b> 受注者は、当該工事にあたって佐世保市建設工事暴力団対策要綱（昭63年5月1日）に基づき、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p>
共-1-38	<p><b>1-1-53 資材等の県内優先調達</b> 1. 受注者は、工事に使用する資材等については、地場産業の活性化を図るため、原則として県内生産品を使用しなければならない。ただし、WTO対象工事については、県内生産品を使用するよう努めるものとする。 2. 受注者は、請負金額が500万円以上になる場合、本工事に使用した資材（アスファルト合材・生コンクリート・砕石類・コンクリート二次製品は、記載必須の資材とする。それ以外は、記載任意の資材とする。）を工事完成までに、書面（様式-2（県内業者、県内産建設資材の活用用）：建設資材使用報告書）及び電子ファイルによって監督職員に提出すること。 3. 受注者は、請負金額が500万円以上になる工事において、県内生産品以外を使用する場合、その理由を付した書面（様式-3（県内業者、県内産建設資材の活用用）：長崎県内産資材を使用しない理由書）及び説明資料を事前に監督職員に提出し、その理由について承諾を得なければならない。ただし、WTO対象工事については、提出のみとし、承諾は不要とする。 4. 受注者は、工事に使用する資材等については、長崎県内に本店を有する者の中から調達するよう努めなければならない。 県内生産品とは ①長崎県内の工場にて製造・加工された資材・製品であること。 「材料が県外製品であっても、県内の工場で製造・加工したもの（二次製品）であれば、県内生産品として取り扱う」 ②長崎県建設工事共通仕様書、公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編・機械設備工事編）その他関連する示方書等の基準を満たす資材・製品であること。</p>	<p><b>1-1-53 資材等の市内優先調達</b> 1. 受注者は、工事に使用する資材等（発注者が市内調達は不可能と判断している資材を除く）を調達しようとする場合には、佐世保市内に本店及び支店等を有する者の中から購入するよう努めなければならない。ただし、やむを得ず市外取扱業者から調達しようとする場合は、その理由を付した書面（市内取扱業者から調達しない理由書）を事前に監督職員に提出し、その理由について承諾を得なければならない。 2. 受注者は、工事に使用する資材等については、県内生産品を使用するよう努めなければならない。  以降削除</p>



長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (H31.4.1)		佐世保市読み替え版 (R1.5.1)																			
頁	改定前	改定後	改定後																		
共-1-39	<p><b>1-1-54 下請人の県内優先活用</b></p> <p>1. 受注者は、下請契約を締結する場合には、当該契約の相手を原則として「県内に主たる営業所」を有するもの、またはそれに準ずるものの中から選定しなければならない。また、当該下請負工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が同様の義務を負う旨を定めなければならない。</p> <p>ただし、WTO対象工事については、「県内に主たる営業所」を有するもの、またはそれに準ずるものの中から選定するよう努めるものとする</p> <p>2. 受注者は、請負金額が500万円以上になる場合、本工事に使用した下請負人を工事完成までに、書面（様式-1（県内業者、県内産建設資材の活用用）：下請企業使用報告書）及び電子ファイルによって監督職員に提出すること。</p> <p>3. 受注者は、請負金額が500万円以上になる工事において、長崎県外の下請負人を使用する場合、その理由を付した書面（様式-4（県内業者、県内産建設資材の活用用）：長崎県内下請企業を使用しない理由書）及び説明資料を事前に監督職員に提出し、その理由について承諾を得なければならない。ただし、WTO対象工事については、提出のみとし、承諾は不要とする。なお、当該工事の発注機関が離島の地方機関の場合は、本項1行目の「長崎県外の下請負人」を「発注機関管外の下請負人」と読み替えるものとする。</p>		<p><b>1-1-54 下請人の市内優先活用</b></p> <p>受注者は、下請契約を締結する場合には、当該下請契約の相手を佐世保市内に本店を有する者の中から選定するよう努めなければならない。ただし、やむを得ず市外業者と下請契約を締結しようとする場合は、その理由を付した書面（市内業者と下請契約を締結しない理由書）を事前に監督職員に提出し、その理由について承諾を得なければならない。</p> <p>以降削除</p>																		
共-1-41	<p><b>1-1-57 現道道路における交通処理対策</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資格</th> <th>資格要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1・2級交通誘導警備検定合格者</td> <td>交通誘導警備に関して、公安委員会が学科及び実技試験を行って専門的な知識・技能を有すると認められた者。</td> </tr> <tr> <td>交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する警備員等</td> <td>・警備業法における<b>指定講習を終了した者</b> ・警備業法における基本教育及び業務別教育（警備業法第二条第一項第二号の警備業務）を現に受けている者</td> </tr> </tbody> </table>	資格	資格要件	1・2級交通誘導警備検定合格者	交通誘導警備に関して、公安委員会が学科及び実技試験を行って専門的な知識・技能を有すると認められた者。	交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する警備員等	・警備業法における <b>指定講習を終了した者</b> ・警備業法における基本教育及び業務別教育（警備業法第二条第一項第二号の警備業務）を現に受けている者	<p><b>1-1-57 現道道路における交通処理対策</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資格</th> <th>資格要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1・2級交通誘導警備検定合格者</td> <td>交通誘導警備に関して、公安委員会が学科及び実技試験を行って専門的な知識・技能を有すると認められた者。</td> </tr> <tr> <td>交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する警備員等</td> <td>・警備業法における<b>特別講習を修了した者</b> ・警備業法における基本教育及び業務別教育（警備業法第二条第一項第二号の警備業務）を現に受けている者</td> </tr> </tbody> </table>	資格	資格要件	1・2級交通誘導警備検定合格者	交通誘導警備に関して、公安委員会が学科及び実技試験を行って専門的な知識・技能を有すると認められた者。	交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する警備員等	・警備業法における <b>特別講習を修了した者</b> ・警備業法における基本教育及び業務別教育（警備業法第二条第一項第二号の警備業務）を現に受けている者	<p><b>1-1-57 現道道路における交通処理対策</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資格</th> <th>資格要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1・2級交通誘導警備検定合格者</td> <td>交通誘導警備に関して、公安委員会が学科及び実技試験を行って専門的な知識・技能を有すると認められた者。</td> </tr> <tr> <td>交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する警備員等</td> <td>・警備業法における<b>特別講習を修了した者</b> ・警備業法における基本教育及び業務別教育（警備業法第二条第一項第二号の警備業務）を現に受けている者</td> </tr> </tbody> </table>	資格	資格要件	1・2級交通誘導警備検定合格者	交通誘導警備に関して、公安委員会が学科及び実技試験を行って専門的な知識・技能を有すると認められた者。	交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する警備員等	・警備業法における <b>特別講習を修了した者</b> ・警備業法における基本教育及び業務別教育（警備業法第二条第一項第二号の警備業務）を現に受けている者
資格	資格要件																				
1・2級交通誘導警備検定合格者	交通誘導警備に関して、公安委員会が学科及び実技試験を行って専門的な知識・技能を有すると認められた者。																				
交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する警備員等	・警備業法における <b>指定講習を終了した者</b> ・警備業法における基本教育及び業務別教育（警備業法第二条第一項第二号の警備業務）を現に受けている者																				
資格	資格要件																				
1・2級交通誘導警備検定合格者	交通誘導警備に関して、公安委員会が学科及び実技試験を行って専門的な知識・技能を有すると認められた者。																				
交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する警備員等	・警備業法における <b>特別講習を修了した者</b> ・警備業法における基本教育及び業務別教育（警備業法第二条第一項第二号の警備業務）を現に受けている者																				
資格	資格要件																				
1・2級交通誘導警備検定合格者	交通誘導警備に関して、公安委員会が学科及び実技試験を行って専門的な知識・技能を有すると認められた者。																				
交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する警備員等	・警備業法における <b>特別講習を修了した者</b> ・警備業法における基本教育及び業務別教育（警備業法第二条第一項第二号の警備業務）を現に受けている者																				
共-2-1	<p><b>第2節 工事材料の品質</b></p> <p>3. 契約書第13条第1項に規定する「中等の品質」とは、JIS規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものをいう。</p>	<p><b>第2節 工事材料の品質</b></p>	<p><b>第2節 工事材料の品質</b></p> <p>3. 契約書第13条第1項に規定する「中等の品質」とは、JIS規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものをいう。</p> <p>以降番号の降り直し</p>																		
共-2-24	<p><b>第2章 材料</b></p> <p><b>第9節 セメントコンクリート製品</b></p> <p><b>2-9-5 コンクリート製品の表示</b></p> <p>受注者は、本県発注工事に使用するコンクリート二次製品には、次の内容を表示したものを使用しなければならない。</p> <p>ただし、<b>JIS外製品においては製造工場の所在が県内のみの場合、製造工場の略号を省略することができる。また、特殊製品（間知ブロック等）及び製品サイズが小さなもの（インターロッキング等）で表示ができない製品については、監督職員の承諾を得たうえで表示を省略することができる。</b></p> <p>1. JIS製品の表示</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① JISマーク</li> <li>② 製造業者名又はその略号</li> <li>③ 製造年月日又はその略号</li> <li>④ 登録機関略号及び認証番号</li> <li>⑤ 種類、呼び又はその略号</li> </ol> <p>2. JIS外製品の表示</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 製造業者名及び製造工場又はその略号</li> <li>② 製造年月日又はその略号</li> <li>③ 種類、呼び又はその略号</li> </ol>	<p><b>第2章 材料</b></p> <p><b>第9節 セメントコンクリート製品</b></p> <p><b>2-9-5 コンクリート製品の表示</b></p> <p>受注者は、本県発注工事に使用するコンクリート二次製品には、次の内容を表示したものを使用しなければならない。</p> <p>ただし、特殊製品（間知ブロック等）及び製品サイズが小さなもの（インターロッキング等）で表示ができない製品については、監督職員の承諾を得たうえで表示を省略することができる。</p> <p>1. JIS製品の表示</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① JISマーク</li> <li>② 製造業者名及び製造工場又はその略号</li> <li>③ 製造年月日又はその略号</li> <li>④ 登録機関略号及び認証番号</li> <li>⑤ 種類、呼び又はその略号</li> </ol> <p>2. JIS外製品の表示</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 製造業者名及び製造工場又はその略号</li> <li>② 製造年月日又はその略号</li> <li>③ 種類、呼び又はその略号</li> </ol>	<p><b>第2章 材料</b></p> <p><b>第9節 セメントコンクリート製品</b></p> <p><b>2-9-5 コンクリート製品の表示</b></p> <p>受注者は、本県発注工事に使用するコンクリート二次製品には、次の内容を表示したものを使用しなければならない。</p> <p>ただし、特殊製品（間知ブロック等）及び製品サイズが小さなもの（インターロッキング等）で表示ができない製品については、<b>監督職員の承諾を得たうえで表示を省略することができる。</b></p> <p>1. JIS製品の表示</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① JISマーク</li> <li>② 製造業者名及び製造工場又はその略号</li> <li>③ 製造年月日又はその略号</li> <li>④ 登録機関略号及び認証番号</li> <li>⑤ 種類、呼び又はその略号</li> </ol> <p>2. JIS外製品の表示</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 製造業者名及び製造工場又はその略号</li> <li>② 製造年月日又はその略号</li> <li>③ 種類、呼び又はその略号</li> </ol>																		

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (H31.4.1)		佐世保市読み替え版 (R1.5.1)	
頁	改定前	改定後	改定後
共-3-1	<p><b>第3章 一般施工</b> <b>第2節 適用すべき諸基準</b></p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (I 共通編Ⅱ鋼橋編) (平成24年3月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (I 共通編Ⅲコンクリート編) (平成24年3月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (I 共通編Ⅳ下部構造編) (平成24年3月)</p>	<p><b>第3章 一般施工</b> <b>第2節 適用すべき諸基準</b></p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (I 共通編) (平成29年11月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (Ⅱ鋼橋・鋼部材編) (平成29年11月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編) (平成29年11月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (Ⅳ下部構造編) (平成29年11月)</p>	<p><b>第3章 一般施工</b> <b>第2節 適用すべき諸基準</b></p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (I 共通編) (平成29年11月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (Ⅱ鋼橋・鋼部材編) (平成29年11月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編) (平成29年11月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (Ⅳ下部構造編) (平成29年11月)</p>
共-4-8	<p><b>第4章 土工</b> <b>第5節 道路土工</b> <b>4-5-1 一般事項</b></p> <p>3. 受注者は、盛土と橋台や横断構造物との取付け部である裏込めや埋戻し部分は、供用開始後に構造物との間の路面の連続性を損なわないように、適切な材料を用いて入念な締固めと排水工の施工を行わなければならない。</p> <p>なお、構造物取付け部の範囲は、「道路橋示方書・同解説Ⅳ 下部構造編 8. 9橋台背面アプローチ部」(日本道路協会、平成24年3月)及び「道路土工-盛土工指針 4-10盛土と他の構造物との取付け部の構造」(日本道路協会、平成22年4月)を参考とする。</p>	<p><b>第4章 土工</b> <b>第5節 道路土工</b> <b>4-5-1 一般事項</b></p> <p>3. 受注者は、盛土と橋台や横断構造物との取付け部である裏込めや埋戻し部分は、供用開始後に構造物との間の路面の連続性を損なわないように、適切な材料を用いて入念な締固めと排水工の施工を行わなければならない。</p> <p>なお、構造物取付け部の範囲は、「道路橋示方書・同解説Ⅳ 下部構造編 7. 9橋台背面アプローチ部」(日本道路協会、平成29年11月)及び「道路土工-盛土工指針 4-10盛土と他の構造物との取付け部の構造」(日本道路協会、平成22年4月)を参考とする。</p>	<p><b>第4章 土工</b> <b>第5節 道路土工</b> <b>4-5-1 一般事項</b></p> <p>3. 受注者は、盛土と橋台や横断構造物との取付け部である裏込めや埋戻し部分は、供用開始後に構造物との間の路面の連続性を損なわないように、適切な材料を用いて入念な締固めと排水工の施工を行わなければならない。</p> <p>なお、構造物取付け部の範囲は、「道路橋示方書・同解説Ⅳ 下部構造編 7. 9橋台背面アプローチ部」(日本道路協会、平成29年11月)及び「道路土工-盛土工指針 4-10盛土と他の構造物との取付け部の構造」(日本道路協会、平成22年4月)を参考とする。</p>
共-5-1	<p><b>第5章 無筋・鉄筋コンクリート</b> <b>第2節 適用すべき諸基準</b></p>	<p><b>第5章 無筋・鉄筋コンクリート</b> <b>第2節 適用すべき諸基準</b></p> <p>流動性を高めたコンクリートの活用検討委員会 流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン (平成29年3月)</p> <p>機械式鉄筋継手工法技術検討委員会 現場打ちコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン (平成29年3月)</p> <p>橋梁等のプレキャスト化及び標準化による生産性向上検討委員会 コンクリート構造物における埋設型枠・プレハブ鉄筋に関するガイドライン (平成30年6月)</p> <p>橋梁等のプレキャスト化及び標準化による生産性向上検討委員会 コンクリート橋のプレキャスト化ガイドライン (平成30年6月)</p> <p>道路プレキャストコンクリート工技術委員会ガイドライン検討小委員会 プレキャストコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン (平成31年1月)</p>	<p><b>第5章 無筋・鉄筋コンクリート</b> <b>第2節 適用すべき諸基準</b></p> <p>流動性を高めたコンクリートの活用検討委員会 流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン (平成29年3月)</p> <p>機械式鉄筋継手工法技術検討委員会 現場打ちコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン (平成29年3月)</p> <p>橋梁等のプレキャスト化及び標準化による生産性向上検討委員会 コンクリート構造物における埋設型枠・プレハブ鉄筋に関するガイドライン (平成30年6月)</p> <p>橋梁等のプレキャスト化及び標準化による生産性向上検討委員会 コンクリート橋のプレキャスト化ガイドライン (平成30年6月)</p> <p>道路プレキャストコンクリート工技術委員会ガイドライン検討小委員会 プレキャストコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン (平成31年1月)</p>





長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (H31. 4. 1)

頁	改定前	改定後	摘要
河-4-1	<p>第2編 河川編 第4章 水門 第2節 適用すべき諸基準</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (I 共通編 II 鋼橋編) (平成24年3月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (I 共通編 III コンクリート編) (平成24年3月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (I 共通編 IV 下部構造編) (平成24年3月)</p>	<p>第2編 河川編 第4章 水門 第2節 適用すべき諸基準</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (I 共通編) (平成29年11月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (II 鋼橋・鋼部材編) (平成29年11月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (III コンクリート橋・コンクリート部材編) (平成29年11月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (IV 下部構造編) (平成29年11月)</p>	<p>基準等の改定 基準等の改定 基準等の改定 基準等の改定</p>
河-4-23	<p>第12節 コンクリート管理橋上部工 4-12-3 ポストテンション桁製作工 (8) プレストレッシングの施工は、道路橋示方書・同解説 III コンクリート橋編 20.8 PC鋼材工及び緊張工 (日本道路協会、平成24年3月) に基づき管理するものとし、順序、緊張力、PC鋼材の抜出し量、緊張の日時及びコンクリートの強度等の記録を整備・保管し、監督職員または検査職員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。</p>	<p>第12節 コンクリート管理橋上部工 4-12-3 ポストテンション桁製作工 (8) プレストレッシングの施工は、「道路橋示方書・同解説 (III コンクリート橋・コンクリート部材編) 17.11 PC鋼材工及び緊張工 (日本道路協会、平成29年11月) に基づき管理するものとし、順序、緊張力、PC鋼材の抜出し量、緊張の日時及びコンクリートの強度等の記録を整備・保管し、監督職員または検査職員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。</p>	<p>基準等の改定</p>
砂-1-1	<p>第4編 砂防・地すべり・急傾斜編 第1章 砂防ダム 第2節 適用すべき諸基準</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (I 共通編 II 鋼橋編) (平成24年3月)</p>	<p>第4編 砂防・地すべり・急傾斜編 第1章 砂防ダム 第2節 適用すべき諸基準</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (I 共通編) (平成29年11月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (II 鋼橋・鋼部材編) (平成29年11月)</p>	<p>基準等の改定 基準等の改定</p>

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (H31. 4. 1)

頁	改定前	改定後	摘要
道-1-1	<p>第6編 道路編 第1章 道路改良 第2節 適用すべき諸基準</p>	<p>第6編 道路編 第1章 道路改良 第2節 適用すべき諸基準 日本みち研究所 補訂版道路のデザインー道路デザイン指針(案)とその解説ー(平成29年11月) 日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン(平成29年11月)</p>	<p>適用すべき諸基準の追加 適用すべき諸基準の追加</p>
道-1-11	<p>第10節 遮音壁工 1-10-2 材料 3. 背面板(受音板)の材料は、JIS G 3302(溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯)に規定する溶融亜鉛めっき鋼板 SPG 3S または、これと同等以上の品質を有するものとする。</p>	<p>第10節 遮音壁工 1-10-2 材料 3. 背面板(受音板)の材料は、JIS G 3302(溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯)に規定する溶融亜鉛めっき鋼板 SGH、SGC または、これと同等以上の品質を有するものとする。</p>	<p>JIS G 3302の改定による 鋼材規格名称の変更</p>
道-2-1	<p>第2章 舗装 第2節 適用すべき諸基準 日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説(平成20年1月)</p>	<p>第2章 舗装 第2節 適用すべき諸基準 日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説(平成28年12月) 日本みち研究所 補訂版道路のデザインー道路デザイン指針(案)とその解説ー(平成29年11月) 日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン(平成29年11月)</p>	<p>誤字の修正 適用すべき諸基準の追加 適用すべき諸基準の追加</p>
道-2-12	<p>第7節 防護柵工 2-7-1 一般事項 3. 受注者は、防護柵工の施工にあたって、「防護柵の設置基準・同解説4-1. 施工の規定」(日本舗装協会、平成20年1月)、「道路土工要綱第5章施工計画」(日本舗装協会、平成21年6月)の規定、及び第1編3-3-11路側防護柵工、3-3-10防止柵工の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	<p>第7節 防護柵工 2-7-1 一般事項 3. 受注者は、防護柵工の施工にあたって、「防護柵の設置基準・同解説4-1. 施工の規定」(日本舗装協会、平成28年12月)、「道路土工要綱第5章施工計画」(日本舗装協会、平成21年6月)の規定、及び第1編3-3-11路側防護柵工、3-3-10防止柵工の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	<p>JIS G 3302の改定による 鋼材規格名称の変更</p>
道-3-1	<p>第3章 橋梁下部 第2節 適用すべき諸基準 日本道路協会 道路橋示方書・同解説(I 共通編 III コンクリート編)(平成24年3月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説(V 耐震設計編)(平成24年3月)</p>	<p>第3章 橋梁下部 第2節 適用すべき諸基準 日本道路協会 道路橋示方書・同解説(I 共通編)(平成29年11月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説(III コンクリート橋・コンクリート部材編)(平成29年11月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説(V 耐震設計編)(平成29年11月)</p>	<p>基準等の改定 基準等の改定 基準等の改定</p>
道-3-2		<p>日本みち研究所 補訂版道路のデザインー道路デザイン指針(案)とその解説ー(平成29年11月) 日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン(平成29年11月)</p>	<p>適用すべき諸基準の追加 適用すべき諸基準の追加</p>

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (H31. 4. 1)

頁	改定前	改定後	摘要
道-3-6	<p><b>第6節 鋼製橋脚工</b>  <b>3-6-10 橋脚架設工</b>                      1. 受注者は、橋脚架設工の施工については、第6編4-4-4鋼橋架設工(クレーン架設)、「道路橋示方書・同解説(Ⅱ鋼橋編)第18章施工」(日本道路協会、平成24年3月)の規定によらなければならない。これ以外の施工方法による場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	<p><b>第6節 鋼製橋脚工</b>  <b>3-6-10 橋脚架設工</b>                      1. 受注者は、橋脚架設工の施工については、第6編4-4-4鋼橋架設工(クレーン架設)、「道路橋示方書・同解説(Ⅱ鋼橋・鋼部材編)第20章施工」(日本道路協会、平成29年11月)の規定によらなければならない。これ以外の施工方法による場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	基準等の改定
道-3-7	<p><b>3-6-11 現場継手工</b>                      2. 受注者は、現場継手工の施工については、「道路橋示方書・同解説(Ⅱ鋼橋編)18章施工」(日本道路協会、平成24年3月)、「鋼道路橋施工便覧Ⅲ現場施工編第3章架設」(日本道路協会、平成27年3月)の規定による。これ以外による場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	<p><b>3-6-11 現場継手工</b>                      2. 受注者は、現場継手工の施工については、「道路橋示方書・同解説(Ⅱ鋼橋・鋼部材編)第20章施工」(日本道路協会、平成29年11月)、「鋼道路橋施工便覧Ⅲ現場施工編第3章架設」(日本道路協会、平成27年3月)の規定による。これ以外による場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	基準等の改定
道-4-1	<p><b>第4章 鋼橋上部</b>  <b>第2節 適用すべき諸基準</b>                      日本道路協会 道路橋示方書・同解説(Ⅰ共通編Ⅱ鋼橋編) (平成24年3月)                      日本道路協会 道路橋示方書・同解説(V耐震設計編) (平成24年3月)                      日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説 (平成20年1月)</p>	<p><b>第4章 鋼橋上部</b>  <b>第2節 適用すべき諸基準</b>                      日本道路協会 道路橋示方書・同解説(Ⅰ共通編) (平成29年11月)                      日本道路協会 道路橋示方書・同解説(Ⅱ鋼橋・鋼部材編) (平成29年11月)                      日本道路協会 道路橋示方書・同解説(V耐震設計編) (平成29年11月)                      日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説 (平成28年12月)                      日本みち研究所 補訂版道路のデザインー道路デザイン指針(案)とその解説ー (平成29年11月)                      日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン (平成29年11月)</p>	基準等の改定 基準等の改定 基準等の改定 誤字の修正 適用すべき諸基準の追加 適用すべき諸基準の追加
道-5-1	<p><b>第5章 コンクリート橋上部</b>  <b>第2節 適用すべき諸基準</b>                      日本道路協会 道路橋示方書・同解説(Ⅰ共通編Ⅱ鋼橋編) (平成24年3月)                      日本道路協会 道路橋示方書・同解説(V耐震設計編) (平成24年3月)                      日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説 (平成20年1月)</p>	<p><b>第5章 コンクリート橋上部</b>  <b>第2節 適用すべき諸基準</b>                      日本道路協会 道路橋示方書・同解説(Ⅰ共通編) (平成29年11月)                      日本道路協会 道路橋示方書・同解説(Ⅱ鋼橋・鋼部材編) (平成29年11月)                      日本道路協会 道路橋示方書・同解説(V耐震設計編) (平成29年11月)                      日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説 (平成28年12月)                      日本みち研究所 補訂版道路のデザインー道路デザイン指針(案)とその解説ー (平成29年11月)                      日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン (平成29年11月)</p>	基準等の改定 基準等の改定 基準等の改定 誤字の修正 適用すべき諸基準の追加 適用すべき諸基準の追加
道-6-1	<p><b>第6章 トンネル(NATM)</b>  <b>第2節 適用すべき諸基準</b></p>	<p><b>第6章 トンネル(NATM)</b>  <b>第2節 適用すべき諸基準</b>                      日本みち研究所 補訂版道路のデザインー道路デザイン指針(案)とその解説ー (平成29年11月)                      日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン (平成29年11月)</p>	適用すべき諸基準の追加 適用すべき諸基準の追加

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (H31. 4. 1)

頁	改定前	改定後	摘要
道-8-1	<p><b>第8章 コンクリートシェッド</b>  <b>第2節 適用すべき諸基準</b></p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (I 共通編Ⅲコンクリート編) (平成24年3月)                      日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (I 共通編Ⅳ下部構造編) (平成24年3月)                      日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (V 耐震設計編) (平成24年3月)</p>	<p><b>第8章 コンクリートシェッド</b>  <b>第2節 適用すべき諸基準</b></p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (I 共通編) (平成29年11月)                      日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編) (平成29年11月)                      日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (Ⅳ下部構造編) (平成29年11月)                      日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (V 耐震設計編) (平成29年11月)                      日本みち研究所 補訂版道路のデザインー道路デザイン指針 (案) とその解説ー (平成29年11月)                      日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン (平成29年11月)</p>	<p>基準等の改定                      基準等の改定                      基準等の改定                      基準等の改定                      適用すべき諸基準の追加                      適用すべき諸基準の追加</p>
道-9-1	<p><b>第9章 鋼製シェッド</b>  <b>第2節 適用すべき諸基準</b></p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (I 共通編Ⅱ鋼橋編) (平成24年3月)                      日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (I 共通編Ⅳ下部構造編) (平成24年3月)                      日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (V 耐震設計編) (平成24年3月)</p>	<p><b>第9章 鋼製シェッド</b>  <b>第2節 適用すべき諸基準</b></p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (I 共通編) (平成29年11月)                      日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (Ⅱ鋼橋・鋼部材編) (平成29年11月)                      日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (Ⅳ下部構造編) (平成29年11月)                      日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (V 耐震設計編) (平成29年11月)                      日本みち研究所 補訂版道路のデザインー道路デザイン指針 (案) とその解説ー (平成29年11月)                      日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン (平成29年11月)</p>	<p>基準等の改定                      基準等の改定                      基準等の改定                      基準等の改定                      適用すべき諸基準の追加                      適用すべき諸基準の追加</p>
道-10-1	<p><b>第10章 地下横断歩道</b>  <b>第2節 適用すべき諸基準</b></p>	<p><b>第10章 地下横断歩道</b>  <b>第2節 適用すべき諸基準</b></p> <p>日本みち研究所 補訂版道路のデザインー道路デザイン指針 (案) とその解説ー (平成29年11月)                      日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン (平成29年11月)</p>	<p>適用すべき諸基準の追加                      適用すべき諸基準の追加</p>
道-11-1	<p><b>第11章 地下駐車場</b>  <b>第2節 適用すべき諸基準</b></p>	<p><b>第11章 地下駐車場</b>  <b>第2節 適用すべき諸基準</b></p> <p>日本みち研究所 補訂版道路のデザインー道路デザイン指針 (案) とその解説ー (平成29年11月)                      日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン (平成29年11月)</p>	<p>適用すべき諸基準の追加                      適用すべき諸基準の追加</p>

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (H31. 4. 1)

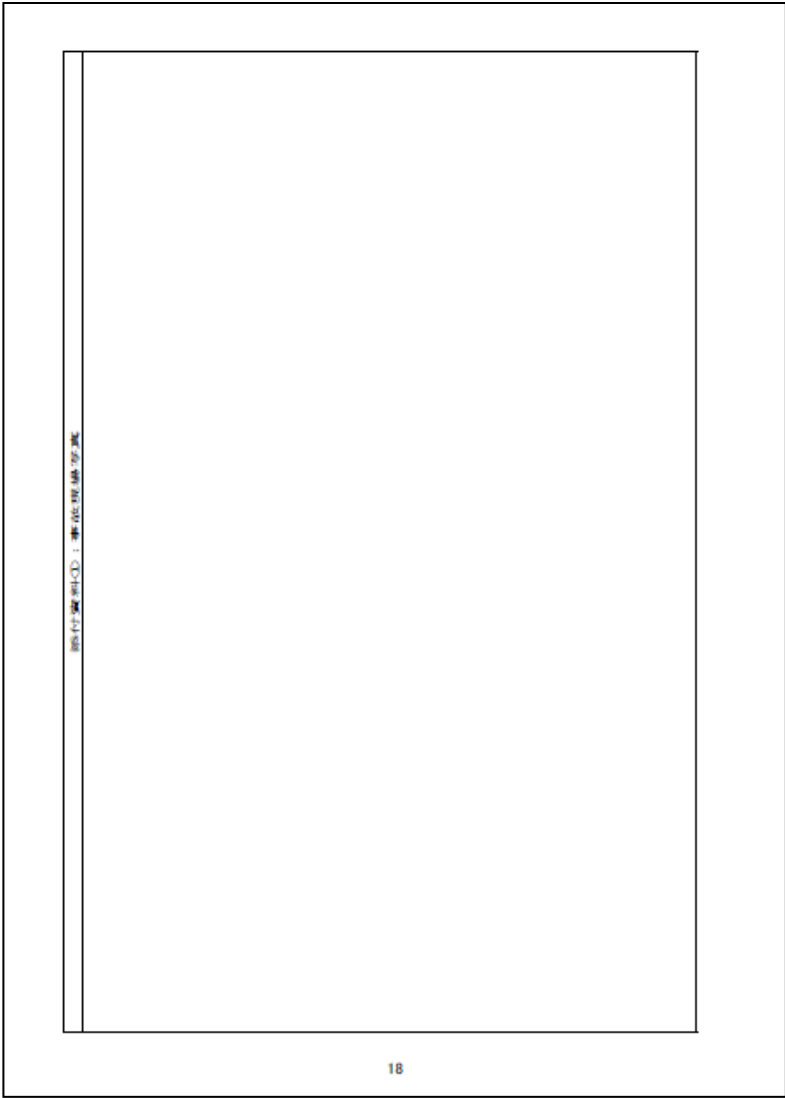
頁	改定前	改定後	摘要
道-12-1	第12章 共同溝 第2節 適用すべき諸基準	第12章 共同溝 第2節 適用すべき諸基準 日本みち研究所 補訂版道路のデザインー道路デザイン指針 (案) とその解説ー (平成29年11月) 日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン (平成29年11月)	適用すべき諸基準の追加 適用すべき諸基準の追加
道-13-1	第13章 電線共同溝 第2節 適用すべき諸基準	第13章 電線共同溝 第2節 適用すべき諸基準 日本みち研究所 補訂版道路のデザインー道路デザイン指針 (案) とその解説ー (平成29年11月) 日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン (平成29年11月)	適用すべき諸基準の追加 適用すべき諸基準の追加
道-14-1	第14章 情報ボックス工 第2節 適用すべき諸基準	第14章 情報ボックス工 第2節 適用すべき諸基準 日本みち研究所 補訂版道路のデザインー道路デザイン指針 (案) とその解説ー (平成29年11月) 日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン (平成29年11月)	適用すべき諸基準の追加 適用すべき諸基準の追加
道-15-1	第15章 道路維持 第2節 適用すべき諸基準 道路のデザインに関する検討委員会 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン (平成29年10月)	第15章 道路維持 第2節 適用すべき諸基準 日本みち研究所 補訂版道路のデザインー道路デザイン指針 (案) とその解説ー (平成29年11月) 日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン (平成29年11月)	適用すべき諸基準の削除 適用すべき諸基準の追加 適用すべき諸基準の追加
道-16-1	第16章 雪寒 第2節 適用すべき諸基準	第16章 雪寒 第2節 適用すべき諸基準 日本みち研究所 補訂版道路のデザインー道路デザイン指針 (案) とその解説ー (平成29年11月) 日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン (平成29年11月)	適用すべき諸基準の追加 適用すべき諸基準の追加
道-17-1	第17章 道路修繕 第2節 適用すべき諸基準	第17章 道路修繕 第2節 適用すべき諸基準 日本みち研究所 補訂版道路のデザインー道路デザイン指針 (案) とその解説ー (平成29年11月) 日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン (平成29年11月)	適用すべき諸基準の追加 適用すべき諸基準の追加

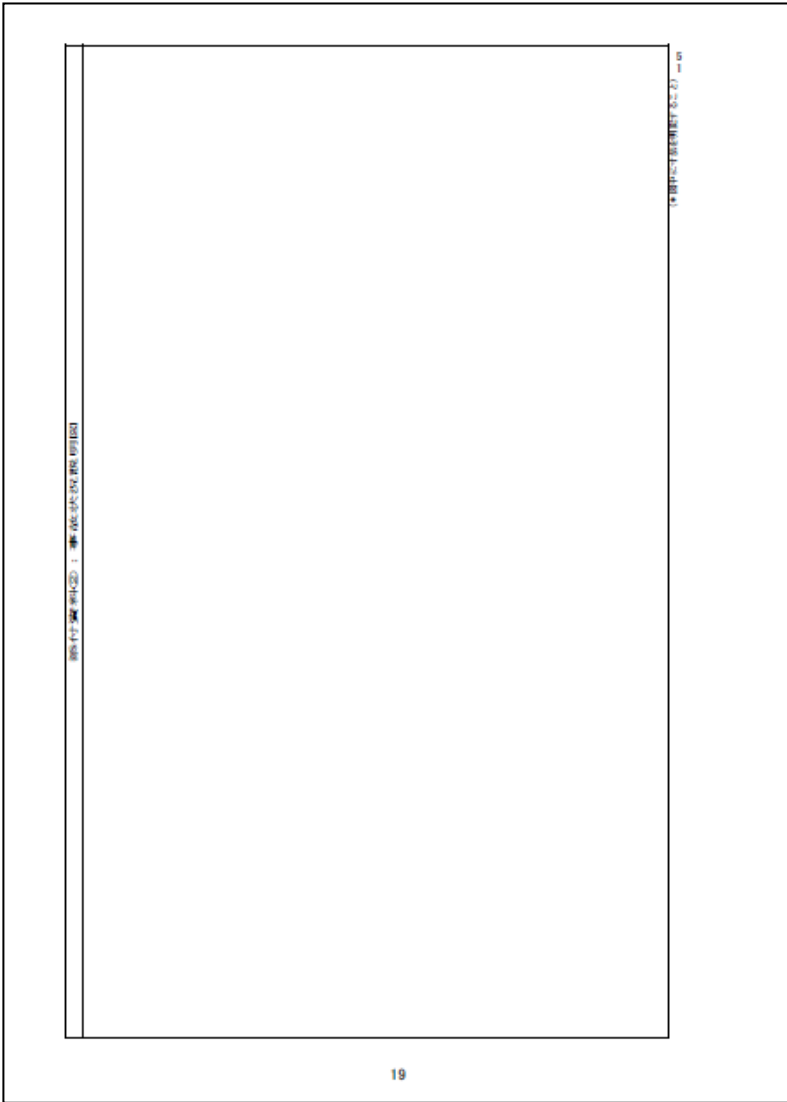


頁	改定前	改定後	摘要
15	<p>事故等発生報告書関係様式</p> <p>Form 2-2 (1) 事故等発生報告書関係様式</p>		最新の運用に基づき削除





頁	改定前	改定後	摘要
18	<p>事故等発生報告書関係様式</p> 		最新の運用に基づき削除

頁	改定前	改定後	摘要
19	<p>事故等発生報告書関係様式</p> 		最新の運用に基づき削除

頁	改定前	改定後	摘要
20	<p>事故等発生報告書関係様式</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p style="font-size: small;">別添付書様式①—2：事故発生報告書(別添付書様式①—1)を参考に作成してください。)</p> </div> <div style="border: 1px solid black; height: 150px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p style="font-size: small;">別添付書様式①—3：事故発生報告書(別添付書様式①—1)を参考に作成してください。)</p> </div> <div style="border: 1px solid black; height: 150px;"></div> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">20</p>		<p>最新の運用に基づき削除</p>